静岡県告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年３月23日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１⑴　解除に係る保安林の所在場所

沼津市大塚字道上３の14・３の15・３の16（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的

風害の防備

⑶　解除の理由

河川管理施設用地とするため

２⑴　解除に係る保安林の所在場所

沼津市大塚字道上３の14・３の15・３の16（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的

公衆の保健

⑶　解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）